

# 宇都宮商業會議所月報

第百貳號

## 稟告

一 商工業の進歩發達を促すべき事實又は法律命令  
其他商業の發達を阻害する事情あらは速に其狀  
況并に之に對する御意見等御一報あらんことを  
望む

一 商工業に關し獎勵すべき習慣若くは矯正すべき  
弊習等御認めの場合には細大を御報知あらん  
ことを望む

一 地區内商工業組合の組織に關しては當所は出來  
得る限り斡旋盡力すべし若し之れが組織の必要  
を認められたる場合は申出られたし

一 地區内商工業組合にして總會又は役員會々場に  
充つる爲め會議室の使用を望まると向に對して  
は無料にて貸與し且つ當所の事務に支障を來さ  
ざる限り其事務をも補助すべし

一 地區内商工業者各位にして商工業に關する事項  
に付諸官廳其他に對し本會議所の照會又は紹介  
を得んことを望まると場合は遠慮なく申出られ  
たし

一 本會議所は商工業者各位の時々來所高見を演述  
調査研究の資料を供給せらるゝを切望す

一 本會議所には官報、通商彙纂、商標公報、特許  
公報、實用新案公報、山林公報、各地商業會議  
所報告書其他商工業に關する各種統計及諸般の  
有益なる圖書備付あり商工業者各位の隨時來所  
閱覽あらんことを望む

## 宇都宮商業會議所



合名 安田銀行  
宇都宮支店  
(電話百五十番)

一、資本金 五百萬圓  
一、積立金 三百九十三萬圓  
一、諸預金 三千二百餘萬圓  
宇都宮市大工町四十八番地

一、本店所在地 日本橋區小舟町三丁目九番地  
一、支店出張所 貳拾壹ヶ所  
一、各地送金 無手数料

眞寫の影撮館弊  
度再もく畏は  
賜を榮光の覽天  
一北東はるせ全完の械器  
目丁壹町旭市宮都宇

# 三光寫眞館

店眞寫  
番二二三話電  
吾源縣山主館

圓万百貳金本資



株式 下野銀行  
會社

東京支店 東京市日本橋區橫山町二丁目  
電話浪花一八一番

日光支店 下野國日光町  
電話 二〇番

下野國宇都宮市大工町

眞岡支店 下野國眞岡町  
電話 三三〇番

新石町支店 宇都宮市新石町  
電話 三四〇番



株式 宇都宮銀行  
會社

材木町支店 宇都宮市材木町  
電話 四五〇番

足尾支店 下野國足尾町  
電話 一二三番

足尾出張所 下野國足尾町  
電話 八番

電話 (一三三番)  
(六〇〇番)

●諸貸附、割引、爲替、荷爲替、代金取立  
●總テ精々御便利ニ取扱可申候

行發回一月每	定價部金參錢	郵稅部金五厘	廣告料廿二字詰	一行金十錢	〇特	〇六ヶ月以上特	約ハ一行金八錢
編輯人 荒川義興	印刷所 宇都宮市旭町二丁目	發行所 宇都宮商業會議所	印刷所 宇都宮一輝町七番地	電話 三六五	電話 三六五	電話 三六五	電話 三六五

生活難の一現象

統計學者吳文瀾君、講演大意

昨今最も甚たしき我々の耳に觸れるのは生活難といふ聲である。生活難は實に最新の大現象である。此の問題を誘ひ起した物價騰貴の程度は實際に於て驚くべき程のものがある之を過去の物價に比較するに私共子供の時代に於ては一朱(六錢二厘五毛)の金を持って行けば鶏卵が二十四個買へたものであつたが今日では六錢二厘五毛で僅かに一つ二つ買ふを得る位に過ぎない大福餅は今日では一錢で一つしか買へないが此の當時は一錢出せば二十四個も買へたものであつた之は私共の子供の時代に於ては役人の中等外と稱するものが大抵は六圓から十圓位の月給であつて此の六圓の先生でも優に一家を支へて行くことが出来たものであつた此の時分の米價は一石四圓五十錢から五圓位であつたので當時二十圓か三十圓の月給を取つてゐる者はよほど裕福な生活をして居つた。今日では二十圓や三十圓では殆んど活計が立ち兼ねるといふやうな有様になつてゐる。此の生活難の影響は不思議な方面に及んで居るものがある。それは近時婚姻する者は幾歳の者に最も多いかといふに男の方ではよほど變つて來て居る即ち三十四年以來の統計を見るに三十四年頃には二十三の者が最も多かつたが其後二十四となり四十年後には二十五の者が最も多くなつて來て居る即ち十年間に結婚の平均年齢が二ヶ年遅れて來てゐるのだこれは何故かといふと取も直さず生活難の關係より來たるものであつてつまり家を持つて妻子を養ふに足る収入を得ることがなかつた困難となつた證據である女の方ではあまり變つて居らなひ同じく三十四年以

後の統計を見るに初めは十九の者が最も多かつたが二三年後には二十の者が最も多數を占め其儘今日に及んでゐる男が晩婚に傾き女がそうでないのはそれは男自身は一つでも妻にやほり若い女を娶るために外ならないが、現象は今後尙ほ長く續くことだらうと思ふ今一つ日本の人口中婚姻をしてゐる者即ち連合のある者は如何なる數を示してゐるかといふに先づ十五から十九迄の間の男子に見ると三十一人に百人につき三人であつたが三十二年には六分に減じ四十二年には三分に減じてゐる随分甚しい減りやうである女は三十年には百人中十三人であつたが三十六年に十人となり四十二年に八人となつてゐる二十から三十迄三十から四十迄の統計を見るにそれ程に甚たしくなくともやはり其百分比例は著しく減じて來てゐる以上の二例即ち婚姻をすることが遅くなり又婚姻をする者の少なくなるといふことは共に現社會の生活難を證するものであつて一面に於て日本の社會が段々歐洲のそれに似寄つて來ることを示すものといはねばならぬ食ふことが出來て妻君を持つことが出來れば人間は大抵無事なものであるそれが出來ないから不平不満が起るのだ早婚の弊は既に早くより論せられて居るが我々は最近の一現象たる此の晩婚より生ずる弊害を輕視することが出來ないものである

物價騰貴の原因と其救濟策

法學博士小林丑三郎氏は語つて曰く農商務省當局者は今日の物價騰貴を以て小賣商の利益壟斷から來るかのやうに考へてゐるらしいがこれは誤謬に陥つた意見である。我々は他に重大な原因があると思ふ

は魚類と野菜類であるがこの二品について考へて見るに第一は供給の不足である魚類の供給不足は實に非常なものであつて荷くも水産業者の大改良を施さぬ以上は水産物の供給を永久に豊かならしめることは六ヶしからう。次に野菜類であるが都市の膨脹は近來の大勢である人口は一年都市に集中し市街の附近は到る所に工場が建てられる地價は年々騰貴する其の騰貴した地所で作つた野菜であるから高く賣らねば割に合はぬことは極つた話だ加ふるに米價が騰貴したのだから百姓は野菜を作るよりは米を作る方が割に合ふので畑地の耕作は増加しない即ち供給が減少して來たのである是等の理由よりして余は日用食料品騰貴の第一原因は供給不足より來りたるものと斷言する。次に小賣商に對する金融機關の缺如してゐることに就ても考へなければならぬ目下の實狀を見るに小賣商に對しては全然融通機關がない而して市街に於ける土地の騰貴家賃の昂騰は年一年其度を加へて來るのだから固定資本は意外にかゝる加ふるに東京市の如き都會では電車が均一制を取つてゐるから大なる資本を有する小賣商は微力なる小賣商を壓迫し併呑して行く其勢は實に當るべからざるものがある余は或る意味に於て都會の小賣商は地方の農民よりも遙にみじめであると思ふ日用食料品の騰貴主として如上の原因によるものとするれば之れが救濟策は頗る明白である其道は

- (一) 供給を豊かにする 即ち生産を増加するに足る積極的必要とする漁具漁船の改良、耕地の改良、都市の食料品市場設定等即ち之れである
- (二) 小賣商に融通資金を供給する金融機關を設置すること

この二者が何よりも必要である、云ふ

米需要の標準

明治三十年以來今日に至る十五年間の供給額増加の趨勢及之れに伴ふ米價の騰落を示せば左の如し

年次	前年收常年輪當年輪	差引内	人口	消費高米價
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一一	一一	一一	一一	一一
一二	一二	一二	一二	一二
一三	一三	一三	一三	一三
一四	一四	一四	一四	一四
一五	一五	一五	一五	一五
一六	一六	一六	一六	一六
一七	一七	一七	一七	一七
一八	一八	一八	一八	一八
一九	一九	一九	一九	一九
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二一	二一	二一	二一	二一
二二	二二	二二	二二	二二
二三	二三	二三	二三	二三
二四	二四	二四	二四	二四
二五	二五	二五	二五	二五
二六	二六	二六	二六	二六
二七	二七	二七	二七	二七
二八	二八	二八	二八	二八
二九	二九	二九	二九	二九
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
三一	三一	三一	三一	三一
三二	三二	三二	三二	三二
三三	三三	三三	三三	三三
三四	三四	三四	三四	三四
三五	三五	三五	三五	三五
三六	三六	三六	三六	三六
三七	三七	三七	三七	三七
三八	三八	三八	三八	三八
三九	三九	三九	三九	三九
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
四一	四一	四一	四一	四一
四二	四二	四二	四二	四二
四三	四三	四三	四三	四三
四四	四四	四四	四四	四四
四五	四五	四五	四五	四五
四六	四六	四六	四六	四六
四七	四七	四七	四七	四七
四八	四八	四八	四八	四八
四九	四九	四九	四九	四九
五〇	五〇	五〇	五〇	五〇

十二ヶ月平均相場なり

古表に依つて見るに三十年乃至三十六年に於いては内地残留高は概して人口數に及ばず時に一人の消費高一石以上になる場合は米價は急激の下落を現はし之に反し其消費高が九斗以下に下る時は突飛の暴騰を告ぐるを見る即ち三十一年は前年の一人消費高八斗八升に對して八斗五升に減し米價は十一圓二十九錢より十二圓二十七錢に騰貴し翌三十二年は前年の豊作尻を受け人口一人當り一石六升で急激の増加を告げたが爲に米價は九圓八十錢に崩落し翌三十三年三十四年は平年作なりしと雖人口増加の爲に一人當り九斗乃至九斗三升

に減し米價は從つて十一圓六十錢に上りたり而して三十五年は前年の豊作を受け加ふるに少からざる外米の輸入あり一人當り再び一石四升九合を算するに至れり然るに米價は前年に比して却て幾分の騰貴を示し十一圓九十錢を告げたり蓋し是れ同年の米作は非常の不作にして前年に比して實に一千萬石の減收を告げ十圓台にありし米價が六月頃に至つて俄に十三圓台に騰貴したるが爲にして此關係は翌三十六年に至つて殊に著しく一人當り消費高は八斗九升に激減し米價は十四圓五十錢で空前の暴騰を現はすに至れり

然り而して日露戦後に至り以上の關係は戦争の爲に少からず混亂せられ三十七八年に於いては一人當り實に一石一斗以上になり平時ならば米價の大暴落を來たすべき筈なるにも拘らず下落の程度比較の少く之に反し三十九年は前年の不作の爲に一人當り八斗四升に激減したるが故に普通ならば大暴騰を爲すべきに米價は僅に十四圓九十二錢を示すに過ぎず然るに翌四十二年に至るや米作比較的良好にして一人當り共に一石以上になりたるにも拘らず米價は反對に十六圓以上の暴騰を告げたり是れ戦後に於ける供給の過多需要の濫費に伴ふ反動的暴騰を示せるものにして固より常調を以つて論すべからざるなり而して此變調は四十二年に至つて漸く常に復し人口五千万に對して前年の收穫五千餘萬石を算し一人當り一石五升を示し米價は十四圓五十錢三に下り翌四十三年に至つては一人當り寧ろ減少したるにも拘らず米價は益々下落して遂に十二圓台に落ちたり然るに本年は前年の大減收の爲に一人當り九斗三升に減し米價は一躍約四圓の暴騰を告ぐるに至れり



(東洋經濟新報)

關東商業會議所 聯合會

水戸、前橋、高崎、川越、八王子、栃木、宇都宮の七會議所より成れる關東商業會議所聯合會は去る十五日より十七日迄栃木商業會議所に於て開會せられたるが來會者は代表委員二十八名有志會員三十二名事務員六名にて非常の盛會を呈し此の機を利用し協賛的に商品陳列會、菓子品評會、農産物品評會、教育品展覽會、古書書展覽會等諸種の催しあり加ふるに祭典の執行あり花車屋臺等の附祭多數ありて遠近より人出多かりければ栃木町は空前の雜踏を極めたり

議案

- 第一號 中央線貨物貨低減を要する件
八王子商業會議所提出
第二號 經費滞納者制裁に關する件
前橋商業會議所提出
第三號 議員半數改選の制を改正する件
上
第四號 玉蘭外二品の鐵道運賃に關する件
上
第五號 鐵道運賃低減に關する件
水戸商業會議所提出
第六號 東北、奥羽、信越、中央、總武、北海道各線に於ける運賃輕減方を要するの

- 第七號 捕賣渡定價引下を其筋に要する件
宇都宮商業會議所提出
第八號 明治四十三年法律第五號通行税法第一條の三等乗客に對する課稅廢止を其筋に要する件
上
第九號 明治三十四年中政府に於て全國米穀取引所の一部を存置し他の各地取引所に解散を命ぜり故に之を復活して従前の如く存置せられんことを農商務大臣に建議せんとす
高崎商業會議所提出
第十號 振替貯金拂込人より徵收する手数料廢止を要するの件
宇都宮商業會議所提出
第十一號 聯合會規則改正の件
(本聯合會に於て決議したる問題は開催地會議所に於て之れが實行の任に當り其結果を聯合會議所に報告する旨の規定を加へんとす)
水戸商業會議所提出
右議案全部委員附託(委員は各會議所より一員選出)となり十六日委員會に於て左の通り審議決定したるが翌十七日開會せる本會議所に於て全部之を是認し可決確定したり

委員會の議案決定

- 第一號第五號第六號を一括して別紙の通り建議すること
第二號は宿題とすること
第三號は別紙の通り建議すること
第四號全上
第七號全上

商業會議所法改正に關する建議

商業會議所法施行當時にありては議員の半數改選は止むを得ざる規定なりしも現時の社會は暇とて進歩し亦當時の比にあらず現に改正せられたる市町村議員選舉に於ても半數改選の制度を改

- 第一號は案の趣意を是認すること
第九號は別紙の通り建議すること
第十一號は主權會議所實行の任に當り其經過を報告することに決議し別に聯合會規則を改正せざること
(別紙)

鐵道運賃低減に關する建議

政府が鐵道國有を斷行したる第一義は運賃を整理統一して漸次之を低廉ならしむるにあり然るに爾來鐵道院の鐵道經營狀態を視るに營利を主として産業發展の主要目的を忘れられたるもの、如く東北、中央、北海道各線の如きは東京以西殊に山陽線の如き比し非常に高率の運賃を課せられつゝあり此地方産業の發展を阻する大なりとす依て政府に於て速に東北、中央、北海道各線の運賃率を低減せられ以て發達に後れたる地方産業の發展を圖られんことを望む
右宇都宮、水戸、前橋、高崎、川越、八王子、栃木の七商業會議所より成る關東商業會議所聯合會の決議を以て此段建議仕候也
明治四十四年十一月 日
關東商業會議所聯合會長
栃木商業會議所會頭 櫻井源四郎
内閣總理大臣
遞信大臣(宛各通)
鐵道院總裁

正せられたるに徴しても明なる所なりとす若し議員の半數を二年毎に改選せんか當に其煩に堪へざるのみならず役員任期短きに過ぎ其施設計畫上常に不便を感ずるもの尠ならず本問題既に各會議所間に唱道せられたる事なるも未だ其改正を見るを得ざるは頗る遺憾とする所なり依て速に半數改選の制を改正せられんことを望む(農商務大臣宛以下建議書全部例文を略す)

鐵道運賃類別に關する建議

現行鐵道運賃類別法に依れば眞綿は三級品として取扱はるゝに拘らず之れが原料たる玉蘭屑繭出売繭等は却て高級品として運賃を課せらるゝの規定なり此の如きは本末を顛倒せらるゝにして産業の發達を阻害すること少なからず依て右三品は自今三級品に編入せられんことを望む(遞信大臣鐵道院總裁宛)

捕賣渡價格低減に關する建議

全國商業會議所聯合會は下級民救済の目的を以て捕賣渡廢止を建議する所あり然るに同法の今尙實施せられ居るは政府財政都合上止を得ずとすも、近時物價の騰貴は殆んど其底止する所を知らざりて下級民生活上の困難は日に益々甚しきを加ふ今於て之か救済策を講ずるにあらざるは將來如何なる窮境に陥るやも知るべからず故に此際救済の一手段として衣食住三者中最も必要なる捕賣渡價格を引下げて下級民生活の困憊を救済せられんことを望む(大藏大臣宛)

振替貯金拂込人より徵する手数料廢止に關する建議

明治四十三年三月中振替貯金規則を改正し拂込人

民事訴訟法改正意見

本月八日臨時會の決議を経て司法大臣に答申したる民事訴訟法及競賣法に對する宇都宮商業會議所の改正意見左の如し
第一 訴訟の進行を迅速ならしめんが爲め之に關する各法條を改正すること
理由
現行法に於いては訴訟手續の進行甚だ緩慢に失するを以て簡單なる貸金訴訟に於ても訴狀呈出後第一回辨論期日迄少くも二十日の期間を要し而して依りて一回の辨論に終結したりとして判決送達に數日を要し更に送達後卅日の期間を待たざれば確定せず故に上訴手續を爲さざる簡易の事件と雖も猶も二ヶ月の日數を経ざれば訴の目的を達することを得ず然るに普通訴訟事件の十中八九は三四回以上の口頭辨論を要し其各辨論期日の間は十日間以上の日數を経ざるものは稀なるのみならず其間に必ず二三回の期日變更あるを常とし而して第一審判決言渡あるも正本送達に一週四週間を経て控訴の手續を爲し後三週間若くは四週間を経て控訴の手續を爲し控訴院に至れば辨論期日までの日數何れも長く判決送達に如きも言渡後數ヶ月を経るもあり又當事者に於ても不利の地位に在るものは可成訴訟の遅延を望むの傾向あるを以て延期に延期を重ねぬ判決を受けても遷延を爲さしむるものあり是れ皆現行法の規定が其當を得ざる所あるに由らずんばあらず抑々訴訟の延滞は權利救済の主義に伴はざるのみならず當事者に

對し費用の負擔を多からしめ其他種々の損害を生ぜしむるが爲め一般人を以て訴訟の害あつて利なきを認めしむるの結果取引上の發展を阻害する原因を爲すこと尠ならず依て改正案編成に於ては特に此点に留意せられんことを望む
第二 支拂命令の管轄裁判所は債權者住所に於ても之を爲すことを得る旨の規定を設くること
理由
民法實施後訴狀は專屬管轄を除きて債權者住所の裁判所に差出し得ることとなりたるに獨り支拂命令のみ債權者住所の裁判所に差出さざるべからざるは權衡を失する所あるのみならず手續上の便宜をも缺く所あり依て本項の規定を設けられんことを望む
第三 強制執行の手續を簡易にし殊に不動産に對する強制執行の完結を迅速ならしむるの方法を採ること
理由
強制執行の手續が煩雜に失するの結果債權者が財産隠匿の虞れある場合に急速を缺きて其目的を達せざることあり又其進行の期間の長きに失するが爲めに好悪なる債權者をして虚偽の債權を作り配當加入を得しめ費用と勢力を費したる債權者をして殆ど得ざる所ならず殊に不幸を見せしむるは屢々目撃する所なり殊に不動産の差押の如きは登記簿本公課證明書を準備するの間に債權者は其不動産に物權を設定し或は他に賣渡しを爲し差押命令の下る前に既に目的物存在せざるに至ることは最も頻繁に發生するの狀況なるが故に此点を改正して債權者の權利を保護するは特に必要の事項なりと謂はざるを得ず

競賣法改正意見

現行競賣法は其規定甚だ不完全にして實行上種種差支を生じ且つ民事訴訟法強制執行の規定と相容れる所もあり均しく執行法規にして斯の如く差異の存するは不都合なるを以て總て民事訴訟法の規定に準據せしむる方針を以て改正せられんことを望む

Table listing various commodities such as copper, oil, and paper with their respective prices and origins.

Table listing various commodities such as rice, sugar, and other goods with their respective prices and origins.

Table listing various commodities such as lumber, paper, and other goods with their respective prices and origins.

Table listing various commodities such as paper, lumber, and other goods with their respective prices and origins.

Advertisement text: 本年十月中發行せる宇都宮市商工要覽中商工人名錄四六頁下野銀行の積立金貳拾萬五千圓とあるは貳拾四万九千圓の誤記に付此段廣告す 明治四十四年十一月

編纂者

Table listing various commodities such as rice, sugar, and other goods with their respective prices and origins.

Table listing various commodities such as rice, sugar, and other goods with their respective prices and origins.

Table listing various commodities such as lumber, paper, and other goods with their respective prices and origins.

Table listing various commodities such as paper, lumber, and other goods with their respective prices and origins.

宇都宮物價 (四十四年) △印ハ落下

品名 立物名稱 本年九月 前年九月 比較

○郵便規則中改正 (明治四十四年九月廿七日 逓信省令第二十二號)

郵便規則中左の通り改正す  
 本令は明治四十四年十月一日より之を施行す  
 本令施行前に差出したる現金取立郵便物に關して  
 目次第二章第八節を左の如く改む

第八節 集金郵便  
 第一章 集金郵便の如く改む  
 第二章 集金取立郵便物を「集金郵便」と改む  
 第三章 集金郵便の如く改む  
 第五十三條 集金郵便は、證券にして持參人に支拂はるべきものは、集金郵便として其の金額の取立を郵便官署に委託することを得

一、株式配當券  
 二、現金受領證  
 三、債權證券  
 四、公債又は社債の利券  
 五、船荷證券  
 六、集金郵便に依る金額の制限は一口に付金集金郵便に依る金額の制限は一口に付金集金郵便に依る金額の制限は一口に付金集金郵便に依る金額の制限は一口に付金

第五十四條 集金郵便は二通以上の證券又は證券を以て一口と爲すことを得す  
 第五十五條 集金郵便に關する料金は左の如し  
 一、集金委託料 一口に付一圓  
 二、集金送達料 取立済の金額に對し一口に付金集金郵便に依る金額の制限は一口に付金集金郵便に依る金額の制限は一口に付金集金郵便に依る金額の制限は一口に付金

第六十條 集金郵便に依る現金受領證は、貨物引取立を郵便官署に委託するときは、其の金額の取立を郵便官署に委託することを得

第六十一條 左の場合に於て其の委託の證券又は證券を委託者に還付す  
 一、支拂人の所在不明なるとき  
 二、支拂人集金郵便の取立を取扱はざる區域に移轉したるとき  
 三、期日を經過したるとき  
 四、第五十九條に依り取立を爲すも其金額を取立つること能はざるとき  
 五、支拂人支拂を拒絶したるとき  
 第六十二條 集金郵便の取立を了したるときは、其旨を委託者に通知す  
 第六十三條 集金郵便の取立を了したるときは、其旨を委託者に通知す  
 第六十四條 集金郵便の取立を了したるときは、其旨を委託者に通知す

○集金郵便振替貯金拂込規則  
 (明治四十四年九月廿七日 逓信省令第二十四號)  
 第一條 郵便振替貯金加入者は本規定の定めるところに従ひ其の發行に係る現金受領證に依りて集金郵便に改む

集金及口座拂込に關する特別取扱を郵便官署に請求することを得  
 第二條 集金郵便に關する特別取扱に關しては、其の委託料を月分取扱いとし、郵便規則第五十五條の集金郵便に關する特別取扱に關する規定は、集金郵便に關する特別取扱に關する規定に依りて之を適用す

第三條 集金郵便に關する特別取扱に關する規定は、集金郵便に關する特別取扱に關する規定に依りて之を適用す  
 第四條 集金郵便に關する特別取扱に關する規定は、集金郵便に關する特別取扱に關する規定に依りて之を適用す

第五條 集金郵便に關する特別取扱に關する規定は、集金郵便に關する特別取扱に關する規定に依りて之を適用す  
 第六條 集金郵便に關する特別取扱に關する規定は、集金郵便に關する特別取扱に關する規定に依りて之を適用す

庶務

明治四十四年九月執行シタル事務左ノ如シ

一、收受文書 自第一七六一號 二百十五件  
 自第一七七一號 八十二件  
 發送文書 自第一七六一號 八十二件  
 自第一七七一號 百三十一件  
 雜件 自第一七六一號 百三十一件  
 自第一七七一號 百三十一件  
 合計 四百二十八件

重要事項

一、地區内篠崎與四郎ノ依頼ニヨリ「ブライイト」髪洗粉販路擴張ノ爲メ仙臺外九會議所へ依頼書ヲ發ス

二、宇都宮市役所ヨリ照會ヲ受ケ調査シタル統計材料回報ス

三、栃木縣廳ノ照會ヲ受ケ外米需要ニ關スル件調査ス

四、市内商品陳列會開催ノ爲メ本所主唱トナリ協議ス

五、市內開催スル留次郎ヨリ依頼ヲ受ケ各師團挽割賽會ヲ開催スル件調査ス

六、地區内相良留次郎ヨリ依頼ヲ受ケ各師團挽割賽會ヲ開催スル件調査ス

七、市内商品陳列會開催ニ關シ各組合聯合協議會ヲ開ク

八、不正競争法案ヲ調査研究ス

九、役員會開會民事訴訟法及附屬法令改正ニ關スル件、不正競争法案ニ對スル意見、長岡實業視察團歓迎ニ關スル件、店員獎勵方法ニ關シ決議ス

十、本年八月ノ地區内物價、商品聚散狀況並金融狀況ヲ調査ス

十一、第十四師團經理部ノ依頼ヲ受ケ糧秣ノ價格ヲ調査ス

と云ひ衣裳と云ひ非常に美しい西洋婦人の様にお似て無き管に外観許りて無く日本の婦人が多年の家制制度の裡に成長し温和従順で所謂夫婦隨の徳を守り能く自己を犠牲にしても夫の爲め子女教育の爲め又は一家の爲に奮闘すると云ふ事は是實に世界に誇るべき日本婦人の美德である之は歐米の識者も感服し「何卒左様いふ美風は永久に滅び無いやうにして貰ひたいものだ」と云つて賞讃し男子のみならず婦人までが非常に羨んで居る。

▲一二の缺點 唯吾々の希望する處は將來日本婦人に社會的生活の觀念を發達せしめたい事である西洋の婦人は飯を喰ふにも、談話をするにも、道路を歩くにも常に此觀念を離れず衆と共に樂むの心掛を以て居るが日本の婦人には此觀念が餘程缺乏して居る様に思はれる次に歐米では上下貴賤に依りて婦人の作法や態度の異にすると云ふ様な事は少くないが日本では其相違が甚だしく上流の貴婦人はツンと濟して沈着き拂つて居るとか思ふと藝妓とか下層の婦人は宛然態度が違ふ是等も社會の進歩と共に漸次婦人の作法異に云ふ様な事が一致する様にしたものである云々。

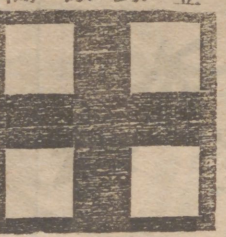
日本婦人は世界の誇

▲日本婦人の美點 私が歐米各國を漫遊して一年振で日本に歸つて今更の如くに感じたのは、矢張日本の婦人が好い婦人として決して西洋婦人の下に立つ者で無いと云ふ一事である、西洋の婦人に比べて日本の婦人は實に温和しく且沈着で髮容

商標錄登

銘 酒 明保野

宇都宮市鏡池町 新部 幸吉 電話 三六四番



滋養豊富香味絶佳なる無比の一品にして夙に好酒諸賢の好評を博し販路日に月に擴張の盛況に在るは深く愛顧諸君に感謝する所なり將來益々酒質を改良に努むべし希くは倍舊の御引立あらんことを敬白

三笠軒

宇都宮市曲師町電話三六九番

洋酒類

和洋酒類

三笠軒

洋酒類

和洋酒類

て芳香佳味且つ  
 廉價なり江湖の  
 諸君奮て御試用  
 あらん事を乞ふ



菊の友は原料を  
 精選し學理を應  
 用し最も斬新な  
 る醸造方法にし

牛肉の原料は有名なる神  
 戸米澤豚肉は海外より特  
 種の者を選み品質精撰價  
 格低廉衛生經濟富國強兵  
 に欠ざる日常食品の親玉



番七百六 番二百二 話電

和洋御料理及天麩羅原  
 は元濱方と特約日々新鮮  
 のものを選み直輸入風味  
 と衛生を重んじ御手輕と  
 迅速は最も第一の特色

館列陳店商澤關

- ▲宇都宮市の中央二荒山神社の坂下ゆへ土産物御求は至極御便利であり升
- ▲獨立の勤工場にて市中無類第一の廉價正札附に致してあり升
- ▲流行品は他店に魁くるは申す迄もなく花客様にて御承知の筈であり升
- ▲品が善く
- ▲て直が安
- ▲く有と有
- ▲ゆる品は
- ▲取揃てあ
- ▲りす



貨物、保管、荷爲替取組

委託販賣、貨物貸附金

**庫**

下野倉庫株式會社

宇都宮市川向町

電話 一四八番

●大坂硫曹株式會社製品特約販賣 ●各種取揃へ有之候ニ付御用命奉願上候  
 ●關東硫曹株式會社製品特約販賣 ●見本御一報次第早速御送り可申上候

内外各種肥料

**天**

手塚 豊吉

宇都宮市上河原町

電話二二三一(番)  
 電話テッカ(又ハ(テ)

本 店 宇都宮市宿郷町三番地 電話二〇七番

支店 東京府北千住中組五八五番地 電話下谷一八八三番

萬商標

**宇**

下野製紙株式會社

別當定期預金 日歩 年歩 日歩 年歩

宇都宮市大工町五番地

諸貸附割引爲替代金取立確實ヲ旨トシ精々御便利ニ取扱申候

電話三五番 電略(ホウ)

**寶**

株式會社寶積寺銀行宇都宮支店

營業種目

藥品賣藥醫療器械  
理化學器械  
寫真器械附屬一式  
コンデンスマイルク特約店

宇都宮市馬場町  
木村作次郎  
電話一七番  
日光中鉢石町  
木村支店  
電話百十一番

●海陸產肥料各種  
●入山石炭各驛手販賣  
●好間石炭各驛一手販賣  
●無煙炭各種大販賣

宇都宮市石町  
針屋村上濱吉  
電話三三番

和紙卸商  
宇都宮市千手町  
油屋紙店  
相場直三郎  
電話四〇番

和紙ハ、工佐、駿河、石見、美作等産紙ノハ悉ク全地直輸入ニ付中地タル東京若クハ大坂ノ手ヲカラ  
ス故ニ兩都ノ相場ニ相勉メ可申候。洋紙モ舶來紙ヲ始メ内地各製造會社ノ撰定ニ係ルモノ一切取揃有  
之候ニ付和洋共出精販賣可仕候間御用命奉願上候

諸建築木材供給受負  
諸木材廉價販賣  
戸障子  
諸建築工事請負業

宇都宮市日野町  
半都賀屋木材店  
篠崎安平  
電話一三八番  
業務擴張ノ爲メ從來ノ建具類賣場狹隘ヲ感シ肴町通ニ移轉仕候條  
陸續御用命奉願候

大谷石材販賣

宇都宮市川向町停車場前  
大谷石商會



石材坂本仲  
問屋  
電話四〇八番

光力電燈より光強し

アセチリン瓦斯  
光料カーバイト  
其他機具一式

石油ニ優  
ル事百倍  
危険ノ虞  
毫モナシ  
御注文ニ應ジ取付其他点燈迄一切請負可申候御  
一報次第店員出張萬事御協議可申候

肥料麻苧  
藍眞繩

宇都宮市本郷町廿八番地  
商號久喜屋

福田恒吉

電話三〇六番  
電略クキヤ又ハキ

廿六回

一 四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

七番目

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

一

二

三

四

五

六